

第8回 葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会会議録

1 日 時 平成25年8月8日 午後2時から午後4時5分

2 会 場 エコライフプラザ 研修室

3 出席者

		氏 名	出 欠
教 育 振 興 基 本 計 画 策 定 検 討 委 員	学識経験者	小林福太郎 (委員長)	出 席
		朝岡幸彦 (副委員長)	出 席
		沢崎俊之	出 席
		壺内 明	出 席
	関係団体代表者	金木多加志	欠 席
		金子昌男	出 席
		大谷隆興	出 席
		町山芳夫	出 席
		小川正春	出 席
		丸山 均	欠 席
		腰塚幸男	欠 席
		大島英樹	出 席
		酒井榮一	出 席
		長田 宏	出 席
		市川寿美	欠 席
		石川雄一	出 席
田代宏毅	出 席		
公募委員	佐々木定治	出 席	
	鈴木奈保美	出 席	
	森 健	出 席	
学校関係者	谷口義弘	欠 席	
	殿村靖廣	欠 席	
	藤田 泉	出 席	
区職員	濱中 輝	出 席	
	平沢 安正	出 席	

○委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、教育振興基本計画策定検討委員会第8回を開会いたします。

皆さん、お忙しい中、大変お暑い中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。これから2時間の審議でございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、次第に従って議事を進行してまいります。その前に事務局より連絡事項がございます。事務局、よろしくお願いいたします。

○教育計画推進担当課長 お暑い中、どうもありがとうございます。

では、本日の欠席者について、お知らせをさせていただきます。本日、ご欠席のご連絡をいただいているのは、丸山委員、腰塚委員、市川委員、谷口委員、殿村委員でございます。金木委員は遅れられているようでございます。

また、本日の傍聴ご希望の方はいらっしゃいません。

次に、事務局から本日の配付資料の確認などをさせていただきます。

まず、机上有りませぬのが、本日の「次第」でございます。

続きまして、資料1「葛飾区教育振興基本計画素案（H25. 8. 8案）」、こちらは先週中に各委員の皆様あてに郵送済みのものでございます。

それから、机上有りませぬ「第7回検討委員会会議録」、これは前回の7月9日に開催いたしました第7回の会議録の確定版でございます。また、第7回検討委員会のグループ討議の要旨は、前回、三つのグループで議事をまとめたものでございます。

あと、資料ではございませぬが、次回の第9回葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会の開催通知、9月2日に開催する本委員会のご案内でございます。

以上、5点でございます。不足している資料はございませぬでしょうか。

連絡事項は以上になります。

○委員長 ただいまの事務局からのご説明で、何かご不明な点等はございませぬでしょうか。

では、早速、議事に入ります。

次第の2、葛飾区教育振興基本計画素案（H25. 8. 8案）について、事務局より、ご説明をお願いいたします。

○教育計画推進担当課長 それでは、委員の皆様への資料郵送の際にお願いしておりましたとおり、今回が計画案の実質的な最終討議でございます。次回の第9回は、本日の委員のご意見を踏まえまして、修正した素案を提案させていただき、委員の皆様にご最終確認をいただく回となります。第9回の検討委員会でご確認いただきました素案をもちまして、9月の中旬からパブリックコメントを予定しておりますため、大きな修正等はなかなか難しいと考えてございます。そのような次第でございますので、

今回は「素案（H25. 8. 8案）」というものでございますけれども、こちらの第1章から第5章まで、お時間も限られてございますので、修正箇所のご説明などはせずに、大まかな素案の構成を説明するのみとさせていただきます。改めて計画案の記載内容について、委員の皆様からご意見をいただきたく存じてございます。

それでは、ここでは大きく二つに分けさせていただきます。第1章、続いて第2章、飛ばしまして第5章、この三つの章につきまして、大まかな見通しといたしまして2時半頃まで、その後、第3章、第4章を午後3時50分ぐらいまでという形で、検討を進めていただければというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料1をご覧ください。「葛飾区教育振興基本計画素案（H25. 8. 8案）」でございます。全体の構成を一応確認させていただきます。目次にありますように、第1章は計画の策定について、さらにその趣旨、教育委員会の教育委員会目標、位置付け、期間について、述べてございます。第2章は、区の教育を取り巻く現状と課題として、特に昨年実施いたしました、保護者、教員、社会教育関係者アンケートと、これまでの教育施策の実績を踏まえた検証と評価、またそこから導き出してきました葛飾の教育をめぐる課題を提示してございます。第3章につきましては、葛飾区が目指すこれからの教育と、その目標、「かつしかっ子」宣言、基本方針、重要な視点というものを記載してございます。第4章は基本方針の具体的な内容を、さらに第5章では計画の進行管理の項目を出してございます。

内容の説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、この回は、ただいま事務局から説明があったとおり、実質的な検討の最終回という位置づけでございますので、その点を踏まえて、よろしく願いをしたいと思っております。計画案の最初から最後までを通してご検討をいただきたいと思っておりますので、時間を区切って進めさせていただきたいと存じます。ただいまの事務局からの説明のとおり、まず、第1章、第2章、5章、この三つの章を初めに検討したいと思っております。時間は概ね2時半を目途にというふうに思っております。多少前後するかもしれませんが、ぜひお願いしたいと思っております。

それでは、この1章と2章、5章については、これまでは特段の異論等はなかったと思っております。ただ、このように改めてまとめた段階で、こういった記載内容でよろしいかどうか、いろいろなご意見とかご質問を出していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、いかがでございましょうか。A委員、お願いいたします。

○A委員 何回もお話ししているのですが、この教育振興基本計画が義務教育基本計

画ではないかという私の質問を毎回のように出させていただいておりますが、事務局ではどのように捉えられているのか、お聞きしたいと思います。

それから、こちらの6ページの一番上の「平成19年の学校教育法改正により」と、まさしくここが小中学校のことを書かれている。幼稚園教育要領も平成20年に改定されています。なぜ、そういうところに触れずに小中だけでやるのか。義務教育というのが念頭であれば、計画の中に括弧でもいいですから「義務教育」とぜひ入れていただきたいと思っています。はっきり幼児教育、それからいわゆる高等教育と言うのでしょうか、高等学校の教育、小中の基本計画を取りまとめたものである。やはり区民の方が見たら、これが全体なのかと思われてしまわないのかという危惧がございます。その辺で、事務局でもし検討なさっていて、このままであるのであれば、それなりのことを教えていただければありがたいと思います。

○委員長 それでは、その点、お願いいたします。

○教育計画推進担当課長 それでは、私からお話をさせていただきます。

A委員がおっしゃったように、今回の計画につきましては、義務教育と言われている小中学校、私ども葛飾区の区立の小中学校を中心という形では考えてございます。そういうことですので、幼稚園とかそういうところは入っていないのかというようなことになりますと、これは、後ほど出てきます「かつしかっ子」宣言にもありますように、やはり入っていくという形だと思います。そういう意味で、ちょっと表現のところではいささか稚拙なところがございますが、A委員からお話があったようなことが出ているのかなというふうに思って反省をしているところでございます。そういう意味では、義務教育に限らず、やはりここは、葛飾の子どもたちをよく育てていきたいという思いで、作っているというところでございます。

2点目といたしまして、6ページのところで具体的なお話をいただいたところでございます。6ページの冒頭でございますが、「平成18年の教育基本法」、さらに「平成19年の学校教育法改正により」というような形で書いてあって、平成20年の幼稚園のことについて記載がないというふうなお話をいただいたというふうに思っております。こちらにつきましては、今の私がお話しさせていただきましたように、そもそも幼稚園について視野に入れて考えているというところからしますと私の手落ちでございますので、追記させていただきたいというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○委員長 ただいまのA委員からのご質問というか、ご提案も含めて、この計画そのものは、やはり葛飾区の子どもたちということで、もちろん義務教育というものも中心になる部分もありますが、しかし、やはり幼児教育からしっかりと位置づけていく

ことが大事だということでもありますので、例えば6ページの表記であるとか、また、全体の中で特に初等教育という幼稚園教育または保育園の関係、そして小学校の教育、そういった部分にもちゃんと手厚く、さまざまな部分での表記の工夫などを今後も考えて、今後というか、もうかなり煮詰まっておりますので、その部分をもう一度配慮していくということで今事務局からもお話がございましたので、そういった方向でさらに内容をブラッシュアップしていただければと思います。

○教育計画推進担当課長 済みません。今、ちょうどA委員から幼稚園のお話が出たので、いわゆる年少のところにつきましては今お話しさせていただきましたけれども、やはり今回の計画は、全体といたしまして葛飾の人づくりというような大きなテーマでございますので、どこかでお話しさせていただきましたように、産まれてから亡くなられるまで、やはり生涯教育も含めて、全体のものを作っていきたいという形の考え方でございますので、その点で若干表記が足りなかったところがあれば、またお話しただければというふうに思っております。済みませんでした。

○委員長 どうぞ、A委員。

○A委員 保護者アンケートですが、9ページから12ページまで載っていますが、小学校の一つの学年、中学校の一つの学年、二つの学年の保護者が対象である。今、小林委員長がおっしゃって、本当に全体を見据えたものであれば、当然、就学前の幼稚園、保育園、小学校就学前の子どもたちの保護者、高等学校の保護者等も含めたアンケートをすべきではなかったでしょうか。これでは偏った、私は危惧していると言いましたけれども、義務教育のことだけを考えている。つまり、教育委員会自体が、公立、区立の幼稚園は3園ありますけれども、実際に小中学校しか向いていない、そのような感じもいたします。本当に葛飾区の子どもたち、18歳以下の子どもたち全体を考えるのなら、根本的なところを考え直さないと。やはり教育委員会のテリトリーをかなり意識されているのではないかと、私はそのように感じます。

特に、アンケートには不満を持ちます。12ページの下の方の「小学校入学前の幼児への教育」7.6%。小学校、中学校になれば、そのぐらいになるでしょう。これが幼稚園、保育園の保護者の方のアンケートであれば、かなり数字が違ってくるのだと思います。

以上です。

○教育計画推進担当課長 今、お話しいただきましたように、アンケートにつきましては、おっしゃられたとおりでございます。保護者につきましては、小学校2年生及び小学校5年生、さらには中学校2年生の保護者の方3,800人ほど。あと、教員は小中学校全員、また、あるいは一般という形では、生涯学習に関するということで社会教

育関係者の方から500人の方にとらせていただいている、やはりA委員がおっしゃっているように、幼稚園というところにつきまして、あるいは高等学校というところにつきましては、ちょっと配慮が足りなかったかなというふうに考えているところでございます。また、義務教育、子ども教育委員会のほうで所管している小中学校のところに、どうしても重きが置かれていたかなというような反省点はございます。

○委員長 B委員。

○B委員 今、ご説明がありましたように、A委員のご意見はごもっともだと思いますが、6ページのところで幼児教育を入れてくださるという説明でございましたので、大変ありがたいことだと思っております。

そして、さらにA委員がこのアンケートについて、小学校、中学校のある部分だけをというご指摘でしたが、私は、子どもの成長のある一視点を見てアンケートをとるということは手法として妥当だと考えますし、区民の皆さんも認めてくださることだと思います。そのように解釈しますので、このアンケートはこれで私は了解をしております。

以上です。

○委員長 ほかにご意見はいかがでございましょうか。

○副委員長 A委員のご発言のご趣旨は、恐らく我々は積極的に考える必要があって、いろいろなアンケートの処理とか、記述に不備があったとしても、義務教育の小中学校に限定すべきではないということが趣旨ですので、今の段階では、そういう不足分については、今の段階で補えるものは補って、事務局にやってもらって、書き加えると、そういうことでいいような気がするのですね。

そういう意味では、幼稚園就学前の子どもについても、例えば保育園は外していいのかという問題があるわけですね。幼稚園と保育園とちょっと性格が違いますけれども、実質的には保育園でもかなり教育が行われている。やはり幼稚園と保育園を両方視野に入れなければいけないという議論がありますし、また、生まれてから保育園、幼稚園に入園する前までのお母さん方の子育てはどうするのか。ですから、結局、今の段階では、ここでいろいろな数字等の制約はあるかもしれないけれども、考え方としては、子どもが生まれてから、子どもですから18歳まで、そして社会教育、生涯学習も含めて、全ての葛飾区民を視野に入れた計画であると、そういうところでのいいのではないかなというふうに思います。

○委員長 ありがとうございます。ただいまのこの内容に引き続きでも結構ですし、また別の視点でも結構ですので、ご意見がありましたら、お願いをいたします。

○C委員 私は、今、我々が行っている葛飾区の教育基本計画の根本的な目的は何か

というところからスタートしたいのですよ。そうすると、前から言っているように、あまり幅広くこれを捉えると、単なるきれいな色をつけた教育計画で終わってしまう。そうすると、もともとのこの葛飾区の誇りを持てる教育ビジョンというものをつくり上げようではないかという趣旨から、ポイントが少しずつれてくるような感じがするのです。

それよりも、今この現在教育委員会が掲げている義務教育の範囲に限定しても、私は何ら差し支えないような気がするのです。ということは、幼稚園というのは、あくまでも、これは私見ですけれども、教育というよりも、むしろ「三つ子の魂、百まで」ではないけれども、そういう心を育むところというふうに私は捉えています。ですから、それを幼稚園の先生方にはぜひお願いしたいなと思うし、では、それが小学校、中学校に入るときに、やはりまず心を育んだ子どもたちが学ぶときに初めて本当の教育というものがなされるのではないかなと。それを最初から教育だ、教育だという話になってくると、私はどうも今の子どもたち、すばらしい子ども、みんなそれぞれ素直ですよ。しかし、今、学力だ、学力だという方向に向かって、心のないというふうな者が今すきんだ子どもたちを形成しているのも、一理あるのではないかというような懸念を抱いていますね。

○委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。A委員。

○A委員 今、C委員が教育というと、つまり私も幼稚園、公立、私立、国立を含めてですけれども、やはり世間というか、国民への説明が文科省及び幼稚園課も含めて幼稚園教育要領というのがございまして、これが平成20年に改定されたと思いますが、遊びを通しての教育、環境を通しての教育。つまり、教え込むとか、いわゆる小学校以上の学校のような教育ではない。ですから、日本の場合はあえて「幼稚園」という名前を、倉橋惣三先生という方が、明治5年だったか6年だったか、御茶の水の附属幼稚園でつくったわけです。だから、小学校就学前の幼児教育に理解が少ない。OECDの中でも日本が全く少ないのですよね。今、数字は持っていませんが、次回でも数字を調べて持ってまいりますけれども。要するに、幼児期の子どもたちをきちんと育てないと、それこそ18歳、19歳、そのときになって犯罪という形でしっぺ返しがかかるぞ、社会の負担が増えるぞというのが、特に北欧の考えですね。ですから、OECD加盟国で、かなりやっているところは、日本の国家予算よりも少ないところでも、日本よりも多いという現実がある。この委員会にしても、やはりそういうことなのかなと。日本の縮図がこの葛飾区の教育振興計画の一部なのかな、そんな感じがしています。

改めて幼児教育の大切さを訴えたいと思いますし、また、そういう機会を教育委員

会でも考えていただきたい、これはお願いです。

○委員長 よろしいでしょうか。幾つかのご意見が今いろいろ出ましたが、いずれの委員の方々も幼児教育について重視していくという点では一致していると思いますし、事務局からも表記の上でもさらに配慮していきたいというようなこともございます。

それから、教育委員会の所管として、本区の場合は保育行政については教育委員会の外に出しておりますので、この部分との連携も、教育ビジョンをよりしっかりと進めていく上でも、今、A委員からお話がありましたように、いわゆる教育要領をもとにして、しっかりと充実した幼児教育を展開していくということも当然重要でありますし、また、多くの保育園は、厚生労働省が保育指針という形で示して、指導や保育を進めていますので、そういったほうにも積極的に関与していくような、そういった方向も重要かと思えます。

いずれにしても大変貴重なご提言であると思えますので、さらに最終的な案に絞ります上で、幼児教育を重視するといったものを随所に工夫していく、表現の上でも工夫していくということが重要かと思えます。

では、D委員、お願いします。

○D委員 今、委員長から話がありましたように、特に今は幼小連携が非常に重要視されていますし、それから小中連携、あるいは中高連携ということで、幼児教育もやはり配慮するというので、ひとつまた事務局のほうで考えてくだされば、うれしいかなと思えます。

それから、教育振興基本計画は、当然、国でも定められておりますし、これは教育基本法にのっとってですね。それから、各都道府県もやっております。それから、市町村教育委員会ということで、大体、対象が、義務教育といいますが、小中が中心となつてというのは、やはり多いですね。私も幾つかの基本計画を都道府県と各市町村のを見させていただきましてけれども、教育委員会のほうでも十分に精査しながら今回はまとめているのかなということだろうと思えます。ぜひ、幼児教育、あるいは高校についても配慮しながら、進めていただければうれしいかなと思えます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

○A委員 一ついいですか。今、小林委員長がおっしゃった幼稚園が文科省、保育所が厚労省、それと今、認定こども園という新しい制度が始まっております、葛飾区でも平成26年から葛飾の鎌倉町の幼稚園が認定こども園になる。また、それは増えてくるのだろうなど。これは基本的には内閣府。3本行政になるのだと。これはいろいろ論がありますけれども、民主党政権の、たしか去年の夏だったと思えますが、民

主党、自公で、3党合意の子ども・子育て3法というのができました。その裏づけは、消費税を上げた分7,000億と、それから、どこからか多分出してくる3,000億円で、1兆円の規模で、この子ども・子育てを。国のほうでは、子ども・子育て会議が始まっております。私立幼稚園の代表としては、全日本私立幼稚園連合会の副会長の方が出ているのですけれども、やはり幼稚園に対する理解が少ない。どうしても保育所寄りになる意見が多いということで、大変苦勞しております。議事録、それからネットではムービーでも行っています。それはほとんどの場面が映っています。

そういう意味でも、今後、葛飾区でも、この基本計画の中に入るかどうかわかりませんが、26年から認定こども園が始まるのはもう今年度予算が通って実際に建物のハードのほうが始まっていますから、あると思うのですが、そういうところも、ぜひ教育委員会でもお考えいただければありがたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。それでは、この1章と2章と5章について、今ご意見をいただきましたけれども、よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

○E委員 ただいま幼児の教育について非常に熱心なご討議をいただいたのですけれども、ちょっと視点を変えまして、シニアという点についてもお考えいただきたいと思うので、一つご提案したいと思います。

5ページに、1 教育を取り巻く情勢の変化の二つ目の丸に、いわゆる少子高齢化についての分析がされて、この文字から見れば、シニアの自立した生活を求めているような分析になるわけですね。「少子高齢化の進展で、社会保障費の拡大、税収の減少等が進行するものと考えられます」と、こういう認識の上でいろいろ整理していただいているわけですが、どうもシニアの自立した生活なり、自立した意識をどうやって育んでいくかということについての具体的な施策とか考え方の表記が、なかなかないわけですね。今まで数回ですか、議論を踏まえますと、そういう問題は、いわゆる学校教育以外の、生涯学習も含めて、全ての教育の中で対応するのですよというふうに考えれば、それなりの理解もできるのですけれども、先ほどC委員からもご提言がありましたように、幅広い理解をしたときに、一体、誰が、どこでどのように推進して、責任を持ってくれるのかという非常に素朴な不安が出てくるわけです。

したがって、少なくとも前回の生涯学習ビジョンについては、そういう点の議論が想定されて、それなりの整理もされているような記憶がございます。そこら辺について、どういう考えでこういうようにおまとめになられたのかを明らかにしていただけたらありがたいと思います。

○生涯学習課長 どのようにまとめたかというお話ですけれども、先ほど来お話ししているように、中心としては、小中学校を中心とした学校教育の分野が中心にはなっ

ているのですけれども、今は小中学校の分野だけを取り上げるわけではなく、そのサポートするという意味からいけば、全ての年代において、当然、協力、携わっていくべきものであるという観点が一つあるかと思います。

それから、今お話がありましたように、高齢者のほうの教育というのですか。その辺をどういう視点でということなのですが、それはやはりこの地域における自分の生きる上での楽しみというか、そういったものも持っていただく。また、今まで培ったもの、知識等を地域に役立ててもらおうという意味での場をつくる、それからそういう機会もつくるということで、今回は、地域における人づくりも関与しますし、自分としての成長も含めた中で、自分もその地域の中で活躍、もしくは自分は自己の実現ができるということを視点に、この計画の中に盛り込ませていただいているということでございます。

OE委員 それは、私も理解しておるわけです。ただ、やはり問題が一般論、幅広い中で片づけられる問題かどうかという議論もあると思うのですね。特に冒頭の分析からすれば、相当大きな問題ではないかと。特に、冒頭の教育ビジョンと生涯学習ビジョンを一緒にしてやるのだということからすると、何となく生涯学習ビジョンでまとめられて、今ご答弁いただいた内容が、迫力なりインパクトがある対策なのかなという非常に単純な疑問を感じるわけです。もし、今、従来議論されてここにまとめられているように、いわゆる地域の活性化とか、そういう幅広い中で対応するのだということであると、先ほど申し上げましたように、誰がどこで、いつ責任を持ってやるのかという議論に必ずなってくると思うのですね。

したがいまして、この計画が完成したあかつきには、単なる文字の羅列ではなくて、具体的に、シニアにとってどんなことが得られて、どんなプラスがあるか、どんなマイナスがあったか、そういうような検証というのですか。そういうものはぜひ確認していただく中で、その都度、改善というか、そういうようなことが必要ではないかなということを申し上げたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。ただいまのご指摘は、先ほどの幼児教育の重要性とともに、高齢者社会の進展に伴って、やはり一生涯を貫いて教育というものを考えるという点では、非常に重要なご指摘かと思えます。具体的な取り組みとしては、後ほどの第4章の基本方針、第4の中にも、そういったものがかなり盛り込まれております。ただ、今、委員ご指摘のとおり、それをどう進めていくか、また検証を含めて今後しっかりとしたものにしていくか、これは重要なことだと思えますので、その点も踏まえて再度見直していくということも必要かと思えます。

ほかによろしいでしょうか。それでは、この部分につきましては以上にさせていた

だきまして、続いて第3章。23 ページからでございますけれども、第3章を中心にご意見等をいただきたいというふうに思っております。一応目途としては2時50分から3時ぐらいまでを目途に、ページ数は少のうございますけれども、非常に重要な箇所かと思えます。それぞれのお立場から、今のようにお話をいただければありがたいと思えます。よろしく願いいたします。23 ページ、第3章 葛飾がめざすこれからの教育ということで、特にこの中には「かつしかっ子」宣言というものが盛り込まれているので、この辺もそれぞれのお立場から、ご意見やご提言をいただけるとありがたいです。では、A委員、お願いします。

○A委員 前回、スタンダードがかなり問題になったと思えます。あれについては、どのように事務局では考えられているのかを。

○委員長 では、スタンダードとのすみ分けというのでしょうか。その辺のところを事務局からご説明いただければありがたいと思えます。

○教育計画推進担当課長 スタンダードとの関係というお話でございます。まず、前回と同じ形になるかと思えますけれども、「かつしかっ子」宣言につきましては、人が人として生きていく上でよりどころになるようなもの、ブレないようなもの、スローガンというような形で考えていきたいということで考えました。これは、こんな子どもに育てたい、または、こんな子どもになるのだみみたいな目標的なところもひっくるめて、かつしかの子どもとしての品質保証みたいな形をやっていこうというふうに考えてございました。

それを具体的な形として義務教育の中でどういうふうな形で動かしていこうか、義務教育という言い方はおかしいのかもしれないですけれども、それを葛飾スタンダードというような形でやっていこうと考えてございます。後ほど出てきます40 ページのところでございますが、そちらのほうで、学校の中で、まずどうやってやっていくかというところで、本区の児童、生徒が学校での生活や学習において、義務教育終了までにこれだけは身につけてほしい、また、それをよりどころとして努力してほしいといった、生活、学習の基準づくりを進めていこうというふうに考えてございます。

このような形で行こうと思っておりますので、スタンダードと「かつしかっ子」宣言というのは、位置づ的に違うというふうに考えているところでございます。

○委員長 今、事務局から説明がありましたように、「かつしかっ子」宣言については、この計画の全体を覆うものというふうに考えてよろしいのでしょうか。スタンダードの場合には、ちょっとレベル的に違って、別に重視するとか、軽視するとか、そういうことではなくて、むしろその中でも特に学校教育——例えば40 ページですと、学校教育の中では、スタンダードとして、こういうことを要求していきましょう、または

達成させていきたいと思います。そういったものを通して、この計画全体にある「かつしかっ子」を実現していきたいと思いますというような、ちょっとステージの違いがあるのかなというふうに思っております。

○A委員 重ねて毎回になってしまうのですが、今、40 ページのスタンダードについて、教育委員会の方からご説明いただきました。そのときに、まさしく一番最初に「義務教育の」とおっしゃいました。口が滑ったのかどうかわかりませんが、やはり義務教育なのですよね。ですから、このスタンダードの場合には、必ず「義務教育」、それを入れていただきたいなと思います。前回討議しましたけれども、どうしてもスタンダードは幼児にはなじまないし、小学校就学前の子どもの目標、そういうスタンダードにはやはりなじまないところが多いと思います。ですから、この「スタンダード」というのを葛飾区民に広く理解してもらうためには、「義務教育」というのを、ぜひ「スタンダード」の場合には入れていただきたい、そのように考えます。

○委員長 今のご意見については、いかがでございましょう。ほかの委員の方々、よろしいでしょうか。「スタンダード」は義務教育だけにするのかですね。後ほどこの部分については時間をとってやるべきなのかもしれませんが、40 ページをご覧いただくと、「葛飾スタンダード」は「(仮称)」と書いてあるのですけれども、今、A委員のご指摘のとおり、「義務教育」という文言があるので、義務教育の中でやっていきたいと思いますということなのですが、見方によっては、「義務教育終了まで」ですから、ここでは本区の、例えば幼児・児童・生徒が、幼稚園や、保育園、学校の生活や学習において、義務教育終了までにこういったものをと。そうすると、それぞれの段階でスタンダードが考えられなくもないという考えも成立するわけですね。

したがいまして、この「スタンダード」というそのものを、当然一つのものにはくくれない。発達段階に応じて、中学校の段階ではここまでですね、小学校ではこうですね、まさしく幼稚園ではここまで要求することが大事ですねという。幼児教育の重要性を考えれば、むしろここでどういう方向、どういうスタンスがいいのか、それぞれ委員の方々のお考えをお示しいただいてというふうに思いますが、いかがでしょうか。F委員、お願いします。

○F委員 23 ページなのですけれども、いわゆる「かつしかっ子」宣言が載っているところですが、その2番のところなのですけれども、「かつしかっ子」宣言の1行目ですけれども、「ひとづくりを進めるには、特に人格形成」云々となりまして、「幼児から義務教育期間中に」というふうに書いてあることが、今のお話の前提になっているということでしょうか。それがはっきりしないと、大切な時間がどんどん過ぎていってしまうと思いますので、そこをはっきりしていただければというふうに思います。

○委員長 どうぞ。事務局、お願いします。

○教育計画推進担当課長 どうもありがとうございます。23 ページの真ん中の2番、「かつしかっ子」宣言の1行目のところでございますが、「ひとづくりを進めるには、特に人格形成の基盤となる幼児から義務教育期間中において、生きるうえでの基本を身に付けていくことが重要です」という言い方をしております。まず、この「かつしかっ子」宣言は、どんな子どもにしていきたいか、どんな子どもに育てるかというところは、基本的には、「幼児期から義務教育の期間」という形で考えてございます。

先ほどお話がありましたけれども、「葛飾スタンダード」につきましては、義務教育の学校が子どもたちにこういうふう育てていきますという、例えば逆上がりができますとか、掛け算、九九がきちんとできますとか、そういうような形のところをやっていこうというふうに考えているところでございます。「かつしかっ子」宣言のほうは、幼児期になっていますので、そのようになっています。「スタンダード」のほうは、義務教育の小学校、中学校を基本的に考えて、視野には入れてございました。

○副委員長 済みません。これ以上あまり話を広げたりするのは大変なので、要するに、素直にこの構成から読み取るということではないのでしょうか。というのは、前回の話の中で、「葛飾スタンダード」について、ここでは議論しないという話になっていますよね。つまり、恐らく、どういうことがこの「葛飾スタンダード」に盛り込まれるかは別の会議を教育委員会が設置して議論するということになっていますので、この審議会では、基本的に「かつしかっ子」宣言の中に、先ほどF委員にご指摘いただいたように、これはもう全部入ってしまっているわけですから、そういう意味ではここで計画そのものには入っている。

ただ、リアルに、このあと議論する構成を見ますと、「葛飾スタンダード」が出てくるのは、基本方針の3の、しかも施策の3の一部として出てくるわけですね。施策の3というのは、「行きたくなる魅力ある学校づくり」ですから、これは文脈からいうと、「葛飾スタンダード」は、当面ですけれども、当面は義務教育段階である葛飾区立小学校・中学校に適用するものであるというのは文脈上読み取れるわけで、これ以上の議論をしても、恐らくまた別途審議会が立ち上げられて議論をするときに、かえって制約したり矛盾しても困るので、これはとにかくここに書いてあるのですということでおさめてもいいような気がするのですね。

A委員がおっしゃるように、果たして幼児教育にスタンダードがなじむかどうかという議論は、かなり重要な議論なのですけれども、ただ、これまでそういう議論をしてきていないので、とにかく書かれているところがこういう場所だから、あえて議論しなくても、そこには触れないでいるというふうになるのではないかと。そういう落

としどころではないかと思えます。

○委員長 では、B委員、どうぞ。

○B委員 A委員の質問は、40ページのところに触れて、「義務教育」を入れてくださいと、お願いも含めた質問だったと思えます。私は、結論から言うと、義務教育という文言を入れる必要はないと思えます。

その理由は、小林委員長がおっしゃったように「義務教育まで」となっているので、人間の育ちは幼稚園はじめ、小学校でも、中学校でも終わりませんし、世の中に出ても終わりません。人間の命と育ち方は連続しているわけですから、そんなことから考えれば、「義務教育」という文言を入れなくてもよいと思えます。

以上です。

○委員長 どうぞ。

○G委員 難しい話は別にして、「かつしかっ子」宣言の中に、一番最初に「人にやさしくします」と書いてありますね。この文章の中には「思いやり」というのが一切書かれていないです。やはり僕は「思いやり」が一番必要だろうと思う。「やさしさ」だけではなくして、「思いやり」が原点だろうと思うのですね。ですから、「人に」というのを、全てのものにやさしさと思いやりを持たせるということが、僕は基本的に必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 それでは、今の委員の「思いやり」ということに関して深める前に、先ほど来、出ておりました「スタンダード」の件については、先ほど朝岡副委員長からお話のとおり、ここでのやりとりは非常に有意義なことだったというふうには受けとめております。したがって、今後具体的にどう展開していくかということ、この委員会としても、しっかりとその辺のところは押さえて、特に幼児期から義務教育終了までを当面スタンダードということで、こういった形で進めていったらどうかということで考えたいと思えます。

○A委員 これは「かつしかっ子」宣言ではないのですか、「幼児期から」というのは。

○委員長 はい、そうです。ですから、それが全体を覆っているものでございますから。

○A委員 ただ、「スタンダード」自体は、おっしゃったように義務教育ですよ。

○委員長 当面、今の段階では義務教育を想定していますがけれども、先ほど朝岡副委員長がおっしゃられたように、やはりこれも検討していく段階で、そういったものを広く考えていく必要があって、ここで制約することはいかなものかというお話があったわけですので、特に幼児教育を充実させていくという点では、むしろここで限定するよりも、私はしっかりと開いておいたほうがよろしいかなということで、

先ほどお話をしたわけでございます。よろしいでしょうか。

○A委員 今のは、確認です。

○委員長 それでは、今の件に関しては、そういった形で、この原案を踏まえて、しかし、ここで出た議論は、さらにそれをもとに進めていくということで確認をしたいと思えます。

それでは、今の「かつしかっ子」宣言の中に「思いやり」という文言をぜひというようなご意見がございました。この辺のところにつきまして、改めてご意見をいただきたいと思えます。

○C委員 話のピントがずれてまことに申しわけないと思えますけれども、この「思いやり」というのは非常に大事な言葉で、私は大好きなのですね。やはりいいだろうな、「思いやり」を入れてもらいたいなというふうな気持ちがあります。

と同時に、「かつしかっ子」宣言ができたのならば、学校と子どもと環境、その父兄が、要するに三者一体で子どもを育てようということですよ、そういうことですよ。であれば、私は、教員の宣言、先生方が子どもに対する宣言、そういうものをここに盛り込んだらどうかと。先生方から子ども、それから今度は家庭も、要するに、子どもに対する宣言をすべき。これは我々、年寄り、人生の経験者が、子どもたちに対する宣言を行うというのは、私はむしろ葛飾独特の教育の基本計画になるのではないかなというような気がしたのです。これはピントが外れたら本当にごめんなさい。今更になってどうなのという話になるとちょっと申しわけないと思えますけれども、いかがかなというふうに。

○委員長 今のご意見も踏まえて、この「かつしかっ子」宣言のところに今かなり集中しておりますので、「思いやり」とか、それから今、幾つか、学校の先生がとか、家庭がとか、地域がというような話もございました。これらについて、または「かつしかっ子」宣言の部分について、もしご意見があれば、ここでお出しただければと思えます。

○B委員 反論ばかりしているようで大変申しわけないのですけれども、私は、「かつしかっ子」宣言は、教員にも言っていることであり、保護者にも言っていることだろうと思えます。例えば学校現場では、校長の朝会での講話は、子どもに話しているようであって、実は教員にも話しています。それから近隣の皆さんが聞いている場合もありますけれども、近隣の皆さんにもお話ししていることでもあり、地域、保護者にも話しています。そんな意味で、この「かつしかっ子」宣言は、子どもの宣言でありますけれども、大人の宣言でもあるし、保護者、教員の宣言でもあると読み取ることができないだろうか、思いましたことが一つ。

それから、「思いやり」は、大変すてきな、これは大事な中味であろうかと思えますけれども、学校現場におりますと、「思いやり」は本当は要らない「思いやり」も、その子どもにとってはある場合もあります。かえって、その「思いやり」は迷惑だったりすることもあるわけで、それは中身によりますけれども、この人にやさしくするという事の中には、本当の意味の「思いやり」が確実に包含されているのだらうと思うからです。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。どうぞ、C委員。

○C委員 なぜ、私が教員、教職員の方、学校も含めて、宣言すべきであろうというのは、前回にアンケートで、先生方のアンケートの未回答が十何%あった。これは先生方は絶対に問題だというふうに私は思っています。先生方がお子さん、要するに生徒に指導、きちんと教えていくわけですよ。だから、私は、前のページで、第2章で、「先生方の教育力の向上」というふうに書いてあるけれども、私はむしろ、ここは道徳力だろうというふうに思っているくらい、要するに先生方の質というものも問題視したほうがいいのではないか。けれども、それをあからさまに言うと、また問題になりますので、そこで、その宣言というものを、先生方もやったらどうか、というふうなことで、発言させていただいたのです。

○副委員長 今、二つの論点が錯綜していますので、先に教員宣言のほうから。私も、C委員がおっしゃるように、「かつしかっ子」宣言を受けて、教員や、父母というよりはPTAとか、あと、具体的な責任がはっきりした主体が、組織が、ちゃんとそれを受けた形で宣言を出すというのはとてもいいことだし、それは何らかの形でやったほうがいいとは思っているのです。

ただ、先ほどの「スタンダード」の議論の関係で言うと、実は、教員宣言を仮にするとすれば、この「かつしかっ子」宣言のレベルではなくて、「葛飾スタンダード」、具体的に学力目標を決めるわけですよ、このあと別の会議で。その目標を決めたことに対して、これは教育委員会が責任を負うというだけではなくて、むしろ現場の教師が全ての子どもたちにこれだけの学力を保証するのだと宣言しているわけです。それを受けて、どういう努力を、どういうやり方をするのかということ、教員が、あるいは学校が宣言したほうが、はるかに具体的で意味があるのではないかという気がするのです。ですから、「葛飾スタンダード」を受けた形で、ぜひ考えたほうがいいのではないかと。

理論上は、B委員がおっしゃったように、既に「かつしかっ子」宣言というのは子どもが宣言するだけではなくて、大人がこのような「かつしかっ子」を育てますとい

う宣言でもありますと明記されているので、これはもう宣言するまでもなく、我々はこれを約束したのだという話になっていますのでね。ですから、せっかくそういうことをやるのであれば、より具体的な段階で、学校や教師も責任を持つということを明確にしたほうがいいのではないかというふうに思います。

○委員長 先ほど来、C委員からのご提言の部分については、今、朝岡副委員長からお話がありましたように、むしろ教員の資質の向上も踏まえて、この計画や「スタンダード」を形骸化しないためにも重要な視点だと思しますので、そうしたことを進めていただければと。やはりこの計画はただ作っただけでおしまいではなく、ぜひ教育現場で、またそれぞれの地域や家庭で生かされるものであるという意味で重要な視点だと思しますので、その一つとして「スタンダード」を有効に活用するということがあろうかと思しますので、ご理解いただければなと思えますけれども、いかがでしょうか。

それでは、もう一つ今出ておりました、この「かつしかっ子」宣言には、「思いやり」の文言をとのお話もございました。両方の意見は別に対峙するものではございませんので、むしろ表現の問題かというふうに思います。もちろんそれなりの重要な意味もあろうかと思えますけれども、この点、いかがでしょうか。それから、ほかの部分も踏まえてやはり関連があると思えますので、そういったものを見ていただきながら、ご意見をいただければと思います。

○副委員長 私もG委員がおっしゃった「思いやり」ということは、もしかすると、一番大事な言葉、隠れた言葉なのかなという気がしたのですよ。というのは、五つのこの項目がある中で、人にやさしくする前提になるのも、やはり他者に対する思いやりなのですね。それから、挨拶をするのもそうです。これは「思いやり」という言葉は非常に平たい言い方だけれども、論語で言えば、儒教で言えば、序に当たるものかもしれないし、結構深いものがある。だから、逆に言うと、「思いやり」と書いてしまうと、全て一つで済んでしまう危険性がある可能性があるのではないかなと。つまり、あまりにも大きい概念を出されたなという気がしたのです。ですから、決して否定したり、排除したりというより、あまりにもいい言葉過ぎるので、深みがあるので、逆にこの五つの項目と並べるのは非常に難しいというふうに思ったのですね。

それから、これは全く次元の違う話なのですが、我々もそうですけれども、五つを超えると指の数を超えてしまうので、なかなか覚えられないのですよ。やはり三つか五つというのがちょうど適正で、仮に「思いやり」を入れると、この五つの項目の何か一つを削らなければいけなくなるだろうと、イメージとしてですね。できれば、もし、G委員のほうで、これのかわりに、ここに「思いやり」という言葉を入れたほう

がいいということがあれば、それはご議論することにして、何か六つ目を追加するというのは、ちょっとやりにくいかなというふうに思いました。

OG委員 実は、この「人に」というふうに書かれていますね。僕は「人」ではないと思うのですよ。全てに対して「思いやり」というのは必要だと。その中に「やさしさと思いやり」ということがちゃんと生きてくるのかなという気がするのですね。触れ合いの中でもって、やさしさと思いやりのある触れ合いという形になれば、人というのではなくて、全てのものに対して、やさしさと思いやりを持てればいいのかという感じで言ったつもりでいます。

○委員長 ありがとうございます。今の議論を聞いていると、ちょっと私が個人的に考えたのは、「やさしく、思いやり」というよりも、むしろ最初の「人」というのが「他人」というふうに。今、G委員が言われたように、全てにということですけども、むしろ自分にもやさしく、自分も大事にするという論点が重要かと思えますね。ですから、そういった文言の工夫というのが必要なのかもしれません。ですから、ただ単に「人に」というのではなくて。「情けは人のためならず」ではないですけども、そういったような部分というのを少し考えて、自分を大事にする論点というのも非常に重要なというふうには感じました。

ほかに、どうでしょうか。ご意見があれば、どうぞ。A委員、どうぞ。

○A委員 2番の「あいさつで心をつなぎます」、この中に「感謝」というか、自分の気持ちを相手に伝える、そこも含まれるというふうに読めるのかな、どうかな。委員の皆さん方にご意見をお聞きしたいと思っています。

○委員長 「つなぎます」というようなことから、人への感謝ということですね。いかがでございましょうか。この点、もしご意見があれば、ぜひ積極的にお出しいただければありがたいと思います。今、A委員から「感謝」というキーワードを出していただいたわけですけども、この点については、どうでしょうか。感謝の気持ちとか、非常に大事な視点だというふうに私も思っています。ただ、それをどう盛り込むかというのも難しい部分です。

参考までに申し上げますと、中学校の道德教育の指導内容には、今回の新しい学習指導要領で「感謝」というのが新しく盛り込まれたのですね。ということは、やはり今の子どもたちの思いに、感謝の気持ちをもっと持たせようではないかという一つの流れは、確かに今日の教育の中にはあるのですね。ただ、それは、むしろA委員からすると、幼児教育の視点からも多分その「感謝」ということはお考えになっているだろうと思いますし、中学校レベルでも、そういうことが今言われているわけですね。

ですから、そういった視点をどういうふうに扱ったらいいのか、積極的なご意見が

あれば、出していただければと思います。

○D委員 今、委員長、あるいは副委員長から話がありましたように、この「かつしかっ子」宣言は、まず一つは、子どもたち、あるいは大人にとっても覚えやすいというか、歩きながらでも「あっ、そうか、これだ」という。それから、学校でも活用しやすいといえますか。いろいろな標語を学校で当然実践いたします。これは最終的な葛飾区の教育基本計画の目標になっているのですね。人づくりというのは、「みんなで育てよう、葛飾で、自信と誇りあふれる人づくりを進めます」ということで、恐らく「かつしかっ子」宣言の最初に「人にやさしくします」ということが出てきたのかなと。当然、この中にも、思いやりとか、あるいは協力とか、当然感謝の気持ちも、小林委員長さんから出ましたように、こういう道德の徳目はいっぱいあります。新しく入った「感謝」も。ここも〇〇しましょうというものも、恐らく各学校で、当然これをかみくだいて指導していくのではないかと思います。

そういうことで、できるだけ簡潔と言ったら、内容はとても深いのですが、子どもたちにとって親しみやすいといえますか、そういう目線で、ちょっと私たちは考えてみるのもいいのかな。当然これは大人にも適用いたしますので、その感謝の気持ちというの、「あいさつで心をつなぎます」という気持ちの中に、やはり含まれているのかなと。このように感じております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。お願いします。

○副委員長 私も、これも以前申し上げたように、「かつしかっ子」宣言のこの項目自体については、あまりこの審議会の段階で、こう解釈すべきだという定義は、しないほうがいいような気がするのですね。むしろこれは余韻がある言葉なので、それぞれの学校や、場合によっては幼稚園、社会教育も含めてですけれども、そういう場所で、この「かつしかっ子」宣言の、例えば「あいさつで心をつなぎます」というのは、感謝が入っているかどうか、そういうことをみんなで議論することが実は大事ではないかなと。だから、あまりこれは入っているとかが入っていないという議論をするよりも、今、D委員がおっしゃったように、簡潔な言葉で、むしろこうも考えられるのではないかと、ああも考えられるのではないかと、みんなが考えることを目的にした「かつしかっ子」宣言であるというふうに私は思いたいと思うのです。

そういう意味では、余韻があって広がりがあるなという例を一つだけ申し上げますと、例えば釜石小学校の校歌というのを皆さんご存じですかね。釜石小学校の校歌というのは、井上ひさしが作詩したのですが、こういう校歌、一つだけ言いますと、「いきいき生きる いきいき生きる ひとりで立って まっすぐ生きる 困ったときは目をあ

げて 息あるうちは いきいき生きる」、これは何がわかるかという、微妙なのですけれども、すごく余韻があるのですね。こういう校歌というのは、ほかにあまり見たことがないのですが。だから、「かつしかっ子」宣言というのは、多分こういうニュアンスのものを目指すべきであって、いずれにしても、計画に載っていますけれども、これで完成ではなくて、また5年たってみて、やはりこういう宣言の言い方がいいのではないかと議論ができればいいのではないかと私は思っております。

○委員長 それでは、この第3章の部分は短いのですが、非常に深いものというか、貴重なものでありますので、本当はもっと時間をかけてと思いますけれども、ちょっとこの先、第4章、この基本方針を、ぜひ委員の方々からもご意見をいただきたいと思っておりますので、この辺で移りたいと思っております。まず初めに第4章ですけれども、基本方針の1から進めてまいりたいと思っております。基本方針は四つございますので、残りの時間で4分割して進めさせていただければと思います。

まず最初に、基本方針の1からお願いしたいと思います。ページで言うと、28ページからということになります。31ページまでですね。このことにつきまして、ご意見等があれば、ぜひお出しただければと思います。施策が(1)(2)(3)と三つありまして、それぞれにかなり具体的なことが書かれております。ぜひ、こういう視点もとか、いや、これはいかがなものかという部分、それだけではなく、全体的なことでも結構ですので、ご意見があれば承りたいと思っております。よろしいでしょうか。

ないようですので、申しわけございません、私から。29ページの施策(1)の②基礎的な体力の向上という部分がありまして、「運動しない子の」とあるのですけれども、こういったものを書く場合は、「しない子」というとマイナスイメージがありますので、むしろマイナスイメージを看板に出すのではなくて、もっとプラスのイメージで「運動をよくする子」とか何とかと、そういう表記のほうが私はこういったものになじむのではないかとこのように考えました。もし、これも含めて、いや、むしろこれでいいのだということもあるかと思っておりますので、お考えを言っていただければと思います。それ以外にも何かご意見があれば、いかがでございましょうか。お願いいたします。

○E委員 まことにくだいようで申しわけないのですけれども、やはりちょっとこだわらせていただきたいのですが、先ほどお願いしましたように、冒頭に、少子高齢化についての分析がされて、問題点も明確に出されているわけですね。その中で、シニアがどのように生きるかというのが、おのおのの立場で考え、またはっきりした人は、いろいろ活動している。しかし、私は実はシニアのボランティア団体をやっているのですけれども、現実には、やはりそういう自立するとか、自立とはどういうものかということが、なかなか認識できない方も決して少なくないわけですね。

したがいまして、少子高齢化の対策というところ、この 41 ページの基本方針 4、「生涯にわたる豊かな学びを支援します」と、こういうところに入ってくるわけですね。なおかつ、その具体策として、41 ページの下三つになっていますが、特に施策 1 に、ぜひ、シニア層とか、高齢者層とか、そういうものにもう少しスポットを当てて、そういうものについての施策もやっていくよという趣旨の何らかのご配慮をいただけたらありがたいなというのを、あえて再度申し上げたいと思います。

○委員長 ただいまのご意見については、また基本方針 4 のところで、再度確認をしたいと思います。

今のこの基本方針の 1 の部分ですが、先ほど来幼児教育と、もう一方ではシニアでの充実というお話がありましたが、これも私の個人的な意見で申し上げますと、施策（3）の②、「開かれた学校づくりという」という部分がございます。この「開かれた学校づくり」では、内容は「日常授業」、「日常授業」という表現がいいかどうかわかりませんが、毎日の授業ですね。それから、「研究授業の積極的公開」というのですが、私はこの「開かれた学校づくり」というのは、ただ単に学校でやっていることをお見せするというだけのレベルではもう古いというか、だめだと思いますね。

というのは、こういうところに、例えば地域の方、シニア層の方と、要するに何かというと、教育課程上、生活科であるとか、さまざまな教科や総合的な学習の時間など、地域の人材を活用していくのだと思うのです。そういった中で、本当に開かれた学校。だから、教育課程上の、いわゆる連動というか、連携といいますか、そういうふうになってくると、シニア層の一つの重要なポイントがここに入ってくるのではないかと思うのです。ただ、それは無理して全部やりましょうというのではなくて、地域や、それぞれの学校の実態に応じてもちろん授業を公開することも大事だし、それから、さらに加えて、日常的に教育課程というか、授業の上で地域の方々を積極的に活用すると。そういう意味での開かれた教育というのは重要だと思いますので、そういった部分の文言をプラスしていただけると、より今のご意見が反映されるのではないかなと思います。

○E委員 今のはおっしゃるとおりだと思うのです。ともすれば、シニアというのは、お荷物的な表現とか、お荷物的な評価というのが今まで多々あったと思うのですけれども、ここに分析されているように、やはりシニアというのは一つの人材である。そういう視点からシニアを捉えて、シニアの自立というものを、アクセルを踏ませるような、そういう対応というのは非常に大切ではないかと思うし、喫緊の課題だと思うのです。

したがいまして、そういう点について、積極的な取り組みをこの方針の中でやるの

だということが、多くのシニアにわかってもらえるような表現。今、委員長におっしゃっていただいたような、そういう視点での表現を、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長 それでは、基本方針の1について、ほかにかがでございましょうか。お願いいたします。

○G委員 施策（2）番の34ページですけれども、よろしいですか。

○委員長 済みません。それでは、1について、よろしいですか。もしあれでしたら、2のほうに移りながら、進めさせていただきたいと思います。それでは、ちょっとお待ちいただけますか。

○副委員長 先ほどの論点になった二つの件について、できれば文言をここで合意できるならば合意したほうがいいと思うので、私のほうから提案させていただきたいのです。

一つは、先ほど委員長がおっしゃった施策の（1）の②基礎的な体力の向上の中の矢印の中の表現が「運動しない子の活動機会設定」というのは非常にネガティブな表現なので、前向きな表現になるにはどうすればいいか。これは事務局でも考えてほしいのですが、例えば「全ての子どもの運動機会の設定」、ここの「全ての子ども」というのは例外がないですから、そういうような表現で考えてくださいということではないかと思います。

それから、施策（3）の②「開かれた学校づくり」は、確かにこれも委員長がおっしゃるように、何か学校評価だけやっていたらいいみたいな話になってしまうので、文章を生かすと、例えばこういう文章にしたらどうかということです。最初のほうの一文で、「学校の教育活動において、家庭や学校と」のあとに、まず「積極的に」を入れます。「家庭や学校と積極的に協力する」、ここで一つ文章を切ります。「開かれた学校づくりを進めます」、まずこれで一つです。つまり、一番うしろのものを第1文に持ってきて、ここで文章を切ってしまうという考え方です。もう一回言いますと、「学校の教育活動において、家庭や地域と積極的に協力する開かれた学校づくりを進めます」と。ちょっと言葉はあとでならしてもらって。そして、「ともに」を削ってしまって、「葛飾教育の日の活用や、学校評価や、学校ボランティアの充実などにより、学校の教育活動の理解・促進に努めます」、こうやって例示をしたふうに書いていただければ、委員長がおっしゃったことも問題ないし、先ほどお話にあるように、シニアの活用場として、例えば「学校ボランティア」という具体的な文言が入りますので、いいのではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長 どうもありがとうございます。それでは、今、基本方針1について、幾つ

かご指摘がありましたので、そういった方向で進めさせていただければと思います。

それでは、基本方針の2に関して、先ほどお話がございましたので、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

OG委員 34 ページですけれども、3 番目ですね。一応ここには、学校地域応援団、青少年育成委員会、それから青少年委員、放課後子ども事業、それからボランティア組織となっていますが、できましたら、スポーツ推進委員を入れていただきたいです。それから、お尋ねなのですけれども、ボランティア組織というのは、どの辺を指しているのだろう。というのは、学校と地域が一緒になってやるということが基本的にございますので、その辺はどこら辺を言っていらっしゃるのか、それをちょっとお聞きしたいのです。

○委員長 それでは、まず一つ、文言の挿入の件と、それからボランティア組織ほどの範囲を想定しているのかということですが、これは事務局でお考えがありますでしょうか。

○教育計画推進担当課長 ボランティア組織についてですけれども、学校において活動していただいているボランティアの方という考え方をしていましたので、大きな組織とまではいかななくても、図書室を使って読み聞かせをしていただいたり、また、いろいろな形で学校の行事等にご協力いただいているボランティアの方々、PTAを中心とした方々ということ想定していました。ただ、PTAでなくても、やはり地域の方がボランティア活動として学校と一体となって動いていただいているというふうな認識で書かせていただいたものでございます。

○委員長 それからもう一つ、ここに学校地域応援団とか、さまざま、青少年委員とかというお立場がありまして、恐らくこれ以外にも学校と関係するこうした組織、委員は、もっとたくさんあると思うのですね。そうしたときに、では、あれが入って、これが入らなくてという、そのさまざまな影響というのですか、アンバランスというのでしょうか。今ここでご指摘いただいたものを入れるか入れないかということではなくて、ちょっとこの表記については、かなり多くの団体が想定されますので、もう一度この部分の表記は事務局で検討していただいとことうでいかがでございましょうか。そのような形で、できる限り、それぞれの、各学校または教育にかかわって、積極的に取り組んでいらっしゃる、または今後取り組んでいただくような表記にしていこうということが大事かと思ます。

一応、今、基本方針の2ということで、32 ページから 35 ページまでの間に関してです。それでは、H委員、お願いします。

OH委員 33 ページの2 番のところですね。「地域ぐるみで家庭教育を支援する取り組

みの推進」のところでございますけれども、ここでは「PTAをはじめとする」云々と書いていまして、「家庭教育を学ぶ学習機会」、これは及び「情報提供」をぜひしていただけたらば、ここに入れていただけたらと思うのですね。結局、我々が学校に対していろいろ取り組む中で、協力とかをいろいろする場合に、情報が全然ないと、わからない部分。学校に子どもでもいればいろいろな情報がとれるのですが、なかなか学校の情報がとれていない。情報提供をぜひ文言を入れていただければと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 今の委員のご指摘について、ご意見はいかがでございましょうか。

○教育計画推進担当課長 今、H委員から、学習機会の、いわゆる情報提供をしっかりと、というような形でお話をいただき、それをうまく表記できないかというお話でご意見をいただいたところでございます。引き取らせていただいて、ちょっと考えてみたいと考えてございます。

○委員長 それでは、一応そういうことで検討して、今のご意見を踏まえてということであります。何か今のことで関連して、ぜひつけ加え、その他、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。いずれにしても重要なことであると思しますので、その点も踏まえて検討していただくということでございます。

ほかによろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。

○I委員 具体的な取り組みの34ページをご覧いただきたいと思えます。①と③に係わるのですが、この中に内容というところで、青少年育成地区委員、青少年委員、子ども会などによる健全育成活動ということでございますけれども、これは①も③も、この中に「青少年委員」というくくりがございます。これはご存じの方も多いたと思いますけれども、小学校49校、そして中学校24校から選出された73名の方が、青少年委員会として活動しております。もちろん個の活動する案件もたくさんあることは私も承知しておりますけれども、やはりここは組織として、それぞれ専門部に分かれて活動しているわけですから、ほかの団体という形でとってあれば、やはり青少年委員会とするのが、正しいのではないかと考えております。これは何か意図、理由があつての記載であるのかどうか、ご担当の方に確認したいと思えます。

以上です。

○地域教育課長 今のI委員のお尋ねでございましてけれども、青少年委員会があるのは承知してございます。ただ、会としては、任意の団体という位置づけだというふうには私も理解をしております。もちろん今、団体の中で、専門部あるいはブロック活動をしているというのは、やっていただいているのは、おっしゃるとおりでございますけれども、あくまでもこうした正式な場でということと変ですけれども、申し上げる

ならば、それぞれの青少年委員としての活動だというふうに子どもは理解しております、決して、それ以上でも、それ以下でも、他意はございませんので。

いわゆる、例えば民生児童委員協議会のように、会としてということではなくて、あくまでも活動するときには青少年委員として活動していただくものだというふうな理解でございまして、説明がご理解いただけたかどうかわかりませんが、それがあまして、あえて「会」という表記をしていないということでございます。

以上です。

○委員長 そういうことで、この部分についての表記は、再度、検討していただけるということもございますので、また改めて精査していただければと思いますので。

○I委員 ありがとうございます。

○委員長 では、F委員、お願いします。

○F委員 33 ページの①のところですけども、その文章のことなのですけれども、文章の内容のところの3行目で「親が親として育つための学びの場を提供するなどの支援を行います」とありますが、そこの下の矢印のところですけども、内容で「早寝・早起き・朝ごはんの推進」となっていますが、そこにもう1行、これはたしか前半のところの親の教育の場ということが何名かの委員の方から出たと思うのですが、それでこういう文章になったかと思うのですけれども、例えば「親の学びの場の設置」とか、「教育機会の提供」とか、そういう文言でも入るといいかなと思います。葛飾区は、皆さんご存じのとおり、区民大学の講座の数が非常にふえていまして、こういった内容のものも数多くやられていると思うので、そういったものも、この内容に入れられたらなというのが1点目です。

それからもう一つですけども、その文章の一番最初の部分ですが、これはいろいろなお考えがあると思うのですが、「小学校入学を視野に入れ」という文言に、私個人的には少し引かかるのですけれども、これはなくても、幼児期に生活習慣や基礎的な社会ルールを身につけるといことは非常に大事なことなので、もちろんこれは小学校に行っても続いていくことだと思います。そうなってしまうと、何か狭くなってしまうような気もするので、なくてもいいのかなとは思ったのですが、お願いします。

○A委員 関連で、今、F委員がおっしゃった33ページの①の部分です。F委員に同意です。「小学校入学を視野に入れ」、幼稚園、保育園は、小学校教育の下請けではない。独自に幼稚園教育、保育所教育を行っている、という前提のもと。

それから、「身に付けさせる」というのがあるのですが、そこは「幼児みずから身に付けることの大切さ」。要するに、なぜかという、「させる」は大人からの命令でさせるのではなくて、子ども自らが気がつくことの大切さ、そういうものを表記できれ

ばありがたいなと思います。「させる」というと、いわゆるしつけという名の虐待、そういうものの後押しになるのではないか、そういう懸念がございます。

○委員長 それでは、今、ここの施策（1）に関して二つご意見が出ているわけですが、一つは、この「小学校入学を視野に入れ」という文言を含めて、この部分の、特に「ルールを身に付けさせる」という表現を含めて、この辺の改善というか、再検討をということでございます。この点について、いかがでございましょうか。

それでは、ここの部分のタイトルは「幼児期における家庭教育の充実」というようにもうはっきりと明記されていますので、それを踏まえて、今の各委員のご意見を受けて、再度検討していくと。事務局のほうで検討していただくということで、お願いできればと思います。

もう1点は、この中の矢印の中で、「早寝・早起き・朝ごはんの推進」とともに、もう一つ柱を設けて、先ほどの区民大学の例も出て、大変充実して活動しているというような部分もありましたけれども、そこに、いわゆる子育て支援というのでしょうか、そういった部分での取り組みを入れると。そういうふうにしてはどうかというご意見でございましたが、この点は事務局のほうはいかがでしょう。いろいろ、区全体の施策とのかかわりもありますので。

○地域教育課長 いろいろとご意見をいただきました。委員長のお話しされたとおりに、「小学校入学を視野に入れ」の部分ですとか、改めて整理をさせていただきたいと思っています。

後段のほうの内容でございますけれども、一番基本的な生活習慣ということで、「早寝・早起き」というのを取り上げさせていただきましたが、ここは悩ましかったところでございまして、ほかに柱というか、そういうふうになるものがないかどうかというところを探っていたのですけれども、なかなか出てこなかったのが正直でございます。ただ、今、貴重なご意見をいただきましたので、それについても改めまして再度検討し、そののちのところをなるべく取り込むような形で整理をしたいと思っております。

○委員長 F委員からのお話のとおり、今もやっているという部分もありますので、さらに充実をさせるという視点でもよろしいかと思っております。ぜひ前向きにご検討をお願いします。

○F委員 そのような内容が当然あるということです。教育機会の設定ということで、区民大学は一つの例として申し上げました。

○委員長 ほかにいかがでございましょうか。基本方針の2の部分ということで、35ページまでの範囲の中で、いかがでございましょうか。

それでは、基本方針の3に移りたいと思います。36ページから40ページまでの中で、

いかがでございましょうか。お願いいたします。

○J委員 39ページの施策(2)③国際化・グローバル化への対応というところです。前に出席したときにも申し上げた内容と重なるのですが、説明のところにある「帰国や来日した児童・生徒などについては」というところで対象としている内容と、下の矢印のところに出てくる内容です。矢印のところには英語のことしか書いていないのですけれども、説明のところに必要な部分というのは、葛飾区の場合、中国語とか、アジア圏の方たちへの日本語教育ということになるかと思いますので、この辺、整合性がとれたほうがいいのではないかと思います。

○委員長 この辺は、ご指摘、実態としても、そういうことがあると思いますが、よろしいでしょうか。したがって、具体的に、アジア圏の言語を入れるか、「外国語」という表現でくるか、これはまたちょっと文言についてはきちんと精査していただくということで。ただ、今ご指摘のとおり、いわゆる英語教育の充実も重要ですが、葛飾区の実態を考えると、さまざまな文化や言語に関しても、しっかりと尊重したり、推進したりという視点を明確にしていくということでご提案がありました。ただいまのことについて、よろしいでしょうか。そういう方向でということを進めさせていただければと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

○副委員長 事務局にあまり宿題ばかり出してしまうと、次回は言葉の確認になるとあまり修正ができないので、ちょっと知恵を出しておいたほうが良いと思うのですね。今のJ委員がおっしゃったことに関して言うと、施策(2)の③ですね。これは明らかに二つの違うことが入り込んでいます。けれども、やはり必要性の『『かつしかっ子』が世界で活躍する時代の到来』というのは、中味でいうと、後段の話が先にこないといけない。「帰国や来日した児童」で始まる文章ではなくて、「また」のほうから始まる文章が先に来れば、落ち着きがいいはずなのです。つまり、「お互いの違いを認め合い、尊重し合う国際社会の一員として、国際感覚の優れた児童・生徒を育成します」が先に出て、「また、帰国や来日した児童・生徒については」と。これは特別支援に近い中身だと思いますので、だから、これは前後を、ひとつ逆にして書かれれば、すっきりくる。

そして、内容については、これはここだけではないのですけれども、もう少し文言と表記の仕方を精査しないと、かなりばらつきがあるような印象があります。今、J委員がおっしゃったように、内容がこの二つであるとする、「英語指導のできる小学校教員の育成」は、これはこれでいいのですが、「英語スピーチコンテスト」だけではだめなのです。要するに、英語も入るけれども、きっと多言語なのです。だから

ら、そこまでやる気があるかどうか、これを書いてしまうと問われるので、逆に言うと、やらないとすれば、帰国した児童・生徒に何をやるのかが何も入ってこないということが問題になるので、要するに、書いたことをバランスよく内容を盛り込むということを少し事務局のほうで検討していただきたいと思いますので、そこだけお願いします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの副委員長からのご提言も含めて、この部分について、よろしいでしょうか。

事務局に一つ確認というか。私が見落としているかもしれませんが、40ページの「安全で良好な学校環境の整備」で、校舎改築促進ですけれども、耐震化に関しての文言はこの中に入っていますでしょうか。もうそれは終わっているよということであれば。

○教育計画推進担当課長 小中学校の耐震工事は全て終わらせてございます。大丈夫です。

○委員長 わかりました。では、一応耐震化に関しては、特段、ここで文言として触れる必要はないということで、こういった形で「校舎改築促進」というようなことで出ているということでございます。よろしいでしょうか。この部分ですね。

それでは、基本方針4の部分ですね。41ページから45ページまでにつきまして、ご意見をいただきたいと思います。特にこれは、先ほどもう既に具体的に幾つかご指摘もございましたので、またそれも含めてご発言いただいても結構かと思います。

○J委員 44ページの施策3の①ですが、こちらは「身近なところで学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり」ということなのですけれども、冒頭、「博物館などの社会教育施設や地域コミュニティ施設」というふうに文言が始まるのですが、社会教育施設としての学び交流館というのが葛飾の場合はあるわけですが、そちらが抜けているのはもったいないのではないかとというのがございます。ある地域であれば公民館というのがポンと出てくる場所かと思いますが、ほかの項目でも「図書館、博物館」と並んでいるところでもありますので、どこで具体的に大人が学ぶのか、例示として挙がっていたほうがよろしいのではないかと思います。

○委員長 学び交流館という名称も、明確にここに打ち出したほうがいいのではないかとご指摘であります。お願いいたします。

○生涯学習課長 今のお話ですが、学び交流館等、社会教育施設があるということで、そのとおりでございます。この記載の中で「学校などの公共施設」ということで、今現在、学びのための施設としては、学び交流館、それから地区センターというものもございますし、また、学校開放という形で校庭等も含めた中で、実際に一つの学びの施設、公共施設としてあるということで、それらを含めてということで、このような

書き方をさせていただいたということでございます。

また、実際の管理等においても、教育委員会だけではなく、いろいろなところにまたがったりしたりするというので、積極的にうまく書き切れなかったところがあったというのが現状でございます。文言に関しては検討させていただきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。次の②番に、例えば水元体育館とか、具体的に葛飾区内の施設名が出ていますので、葛飾のこういった計画でありますので、確かに葛飾のものを明確に文言として打ち出してもいいのかなというふうには思いますが。ほかにいかがでございましょうか。

○副委員長 今に関連してご提案したいのですが、確かに学び交流館があるのに書かれていないというのは、文言としては少しうまくないので、具体的には、施策3の①が「みなよりどころとなる生涯学習施設の充実」ということになっていて、いきなり「博物館」から始まっているのですね。博物館があるのはもちろんいいのですが、学びのよりどころというのは、やはり学び交流館があるので、学び交流館を入れないのはおかしいので、私の提案は、「学び交流館や博物館など」というふうにいただければ、いいのではないかと。これは、あとの、ほかの②、③が、それぞれスポーツ施設、図書館というふうに入っていますので、そういう意味ではバランスもとれますので、ぜひ、施策3の①の冒頭に「学び交流館」を入れていただくのがいいと思います。

ただ、先ほど課長にご説明いただいたように、決して施設を列記すればいいという話ではないので。ただ、学び交流館だけは教育委員会の所管で位置づけがありますので、やはりそういう点で、そういうことも提案したいと思います。

○委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。特に、これは最初の部分で出たシニア層の活動の充実という点では、この施策というか、この基本方針は重要な柱になるかと思っておりますので、もし、このようなものをもっと強調したほうがいいのか、そういうものがあれば、ご発言いただければと思います。

○E委員 先ほどお願いしたとおりでして、やはりシニア層に対する意識、それは周りもさることながら、シニア世代の本人に、いかに理解していただけるかということが極めて大切だと思うのです。そういう意味では、冒頭にご説明いただきました一般的な対応よりも、やはりあなたの問題よということが明確にわかるような方針というものが非常に大切ではないかと。したがって、先ほどもあえてお願いしたいということを申し上げた次第です。

○委員長 ありがとうございます。今、委員のご指摘のとおり、いわゆるシニア層に当事者意識を持っていただくというような、そういったことをぜひということでござ

いますので、これも非常に重要なことだと思います。

○G委員 追加で申しわけございませんが、先ほど学び交流館の話が出たのですけれども、この全体の中で、児童館が一切出てきていないのですね。児童館というのは、やはり課が違うから出てこないのですか。

○生涯学習課長 そうですね。児童館は想定していなかった部分がありました。その辺も含めてなのですけれども、教育委員会のほうで、社会教育施設と言われているものとして、今現在、教育は、ここで言うところの博物館、それから教育資料館というのがあるのですが、そこは私ども生涯学習課の所管ということです。区として考えた場合は広く捉えるべきかというところがあるのですが、実際のところ、一部、所管としては違うところが所管しているとかいろいろございまして、記載のところ、そういう意味ではちょっと不備があるということなので、その辺は検討させていただきたいと思います。

○委員長 ほかに、基本方針4の部分では、いかがでございましょうか。

○J委員 何度も済みません。42 ページの施策1の③ですが、先ほどE委員も再三ご指摘いただいたシニアの部分に加えてなののですが、何という表現にしたらいいかわかりませんが、現役世代といいますか、職業を持って日常の生活の大半を暮らしている世代が、あまり具体的に名指される機会がないかなと思います。子育て世代というのも違うような形で、個人的なことを言えば、子育て世代でもなく、仕事はしているけれども、地域との接点をどうしたらいいのだというようなところが、なかなか名指されないというところもあって、何らかの形で自分も対象だなと自覚できるようなことが、シニアというふうにくくられるのと同じように、ここにあるといいかなというふうに思ったのです。代案がないまま思いだけをお伝えいたします。

○生涯学習課長 今のJ委員のお話でございしますが、そのとおりだと思います。私どもの記載として、前に戻るのですけれども、21 ページのところに、E委員のお話も含めながら、「少子・高齢化社会の中で、シニア・団塊世代の知識や経験を地域社会に活かしていくことは、生きがいつくりにつながるのみならず、地域社会の活性化にとって重要です。また、現役世代が、仕事以外の場面で地域に活躍の場を持つことも、まちの活力を生み出す力となっています。人々の経験や学びが地域社会に生きるしくみづくりが、課題となっています」という形で、課題としてはここに両方とも世代として挙げさせていただいているということです。

具体的なものとして、実際にこの記載の中でいきますと、博物館のボランティアというのも、ほとんど現役世代の方に実際にかかわっていただいている部分があります。そういう意味で、その中で含まれているということに、私どもが思っているところが

あります。こんな形で記載の仕方を工夫させていただいているかなと私どもは思っているところでございます。

○委員長 そろそろ予定の時間が来ておりますが、ここの最後のところ限定せず、全体を通して、まとめていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○B委員 全体的なことになるかもしれませんが、表記上の問題ですが、全てベタ書きになっていますので、私は最初の1文字はあけてくださったほうが読みやすいので、そこをお考えいただきたいと思います。

それから、多少、用語解説はどこかの部分で必要だろうと考えます。例えば広報には盛んに区民大学のことについて丁寧に大変見やすく掲載して下さっていますが、区民大学そのものをあまり知らない方が多いのかなと思います。単位認定されると何か賞状のようなものをいただくようなこともありますし、そういう中身を存じ上げない方もかなりいると思いますので、区民大学を一つの例として取り上げましたけれども、やはり、ある意味で文言のわかりにくいものについては用語解説をする必要があるだろうと思います。どなたが読んでもわかりやすいものをつくっていただくためには、そういうことも必要だろうと思います。

○委員長 表記上の注意点と、それから場合によっては用語解説も必要ではないかというようなご指摘もございましたので、この点も、次回までに、もし、ご検討いただいて、こういった部分があれば、ぜひお願いいたします。

○K委員 前回からの参加で、やっと何か内容がわかってきたようなところなのですが、この内容で、例えば「知・徳・体」とかそういう言葉と照らし合わせますと、やはりこれは「徳」の部分が多いなという気がするのですね。今日で決まるものですか、「かつしかっ子」宣言というのは。

○委員長 一応、流れとして、こういう方向でいきたいと思いますというのが、今日のこの確認でございますので。

○K委員 意見として聞いていただきたいのです。例えば、よく学びますとか、それから自分の体を守りますとか、先ほど自分を守るというお話もあったのですが、やはり知とか、体力、そういうようなのが入ってもいいのかなと思ひまして、ご提案として申し上げました。

○委員長 では、お願いいたします。

○E委員 今回、特に「協働」という言葉が非常にいろいろなところに出てくるし、日常の活動の中でも、区長さんの「協働」というのは、そこら中で聞こえてくるわけですね。こういう状態になる前に、区の協働事業という概念から、一般民間から提案

を受けて、プレゼンテーションをして、審査して、認められると、行政の所管部門と民間の団体が一つの協働事業を成立するというのがしばらく続いて、それがどういう理由かわかりませんが、廃止になって、しばらくしてから、今回の答申にもあるように「協働」、「協働」、「協働」という言葉があらゆるところで出てくるし、日常の活動の中でも行政の皆さんからそういうことが出るのですけれども、この「協働」という定義ですね。これは議論によっては、いろいろな見方があるわけですね。ここの方針の中で「協働」というのを、我々区民、特にNPOなんかをやっている区民の立場からすると、どこをどういうふうにやったら「協働」になるのか、そういう点が非常にあいまいな状況になっているわけです。ましてや、今度の、今議論しているテーマの中にもごらんのようにたくさん出ているのですけれども、ぜひ、「協働」というのを一体どういうふうに解釈したらよろしいのか、そこら辺についてご案内いただけたらありがたいと思います。

○教育計画推進担当課長 言葉で説明するのは非常に難しいのですが、一定の整理といたしましては、葛飾区基本計画というところで、「協働」のイメージの作成はしてございます。お手元のほうに抜粋の概要版をお持ちのようではございますけれども、おっしゃっていただいたように、一つは行政、もう一つ、二つ目は区民の皆様、三つ目といたしまして事業者の方、こちらのほうもひっくるめて3者がそれぞれ手を取り合って、一つの目標を共有していきながら、力を合わせていってやっていこうというようなものを「協働」というイメージで考えています。

例えば具体的に言いますと、地域の担い手である自治町会や町会の方々、産業団体、民生委員、児童委員さん、青少年地区委員さん、PTA、消防団、市民消火隊など、本当にお一人お一人の区民ではなくて、組織となって動いていらっしゃる方、またそれもNPOであったり、またそうではなくて、もうちょっと小さな2人、3人のグループの方もひっくるめて、皆さんと一緒に手を取り合って進めていくというのが「協働」という形なのかなと思っています。

今お話がございましたので、次回のときには、この計画書のコピーをご用意させていただこうと思っています。

○委員長 それでは、あとは全体を通して、よろしゅうございましょうか。では、お願いします。

○副委員長 これはテクニカルな問題なので、事務局にお願いしたいのです。先ほど申し上げたように、それぞれの施策にぶら下がっている事項、矢印のところに書いてある内容の表記の仕方が、まだばらばらなのです。例えば一番最初から見れば、教育基本方針1の施策(1)の①のところ、29ページですが、ここは「プラン」で終わっ

ていますよね。プランがあるから、プランで終わっていいのかもしれない。これはやはり僕からいうと「プランの策定」とか、「推進」とか、「実施」とか何かを書かなければいけませんね。

ここはいいのですけれども、「強化」や「充実」というのはいいのですけれども、同じ、次のページにいくと、30 ページの下のところ、施策（2）の③のところは、内容が「少年の主張大会、表彰制度、部活動」、何するのだという話になるわけでしょう。だから、これはさっき議論になった活動のところもそうですよね。34 ページの団体名、役員、委員名が書いてあるのだけれども、それをどうするかということが、内容なのに書かれていないと。やはりそこら辺の表記の統一の仕方をきちんとしていただきたいのです。

35 ページに至っては、という言い方はおかしいけれども、内容が「健康教育、食育」と書いてあるだけで、ここはやはり、内容は内容だけれども、全然ニュアンスがほかと違いますよね。だから、恐らく前のほうで書かれているようなレベルで、表記の仕方を統一するというを次回までの宿題としてやってきてください。

○委員長 ありがとうございます。では、F 委員どうぞ。

○F 委員 全体を通してということなので、一つ申し上げたいのは、31 ページのところなのですけれども、ちょっと気になっておりますのは、これは今まで話し合われた内容は、もちろんどれも外せない大切な内容だと思います。ただ、学校の先生の研修とか、地域に開かれた学校づくりというこの問題なのですけれども、この間もちょっと申し上げましたが、現場の先生方が非常にご多忙で、今まで話し合われた内容も、多くは学校の先生とかが実際の仕事として現場で担っていく箇所が割と多いような気がします。そういった中で、実際に私は今地域に住んでおまして、学校の先生の多忙さというのを非常によく見せつけられるのですね。そして、さらにここで研修、そして、さらに地域との開かれた学校づくりをやっていくということになった場合、これはここで検討するべき問題ではないかもしれませんが、一応提案としてお聞き願いたいのですけれども、これだけでも一つの組織を立ち上げて検討するべき内容なのかと思います。

といいますのは、今、葛飾区の教職員の先生方が、非常にいろいろな問題を抱えながら、学力も向上させ、それから講習とかもやり、もちろん生徒指導もやって、この内容もやっていくという中で、やはり最終的には現場の先生がかかわっていくと思われる部分も多いと思いますので、やはりそういった事情を踏まえて検討するべく、組織が一つあってもいいのかなというふうに思いました。

○委員長 では、ただいまのはご意見として承っておくということで進めたいと思い

ますが、先ほどの副委員長からのお話のとおり、文言の整理については、確かに矢印の中の不統一ですね。「何々の強化」とか「推進」とかというのを全部とってしまうのか、全部入れてしまうのかということですね。

それから、先ほどの42ページ、43ページ、44ページの施策3の①の「みなよりどころ」とあるのですけれども、施策2のほうで「区民のニーズ」ですが、「区民」なのか、「みな」なのかという部分とか、この辺は「区民」なら「区民」で統一をすれば、あえて使う場合には意味を持たせるというようなことで、再度、この辺のところもご検討いただけるとありがたいと思います。

それでは、時間が過ぎておりますので、以上で今日の会につきましては、この審議、協議につきましては、終結したいと思いますので、よろしゅうございましょうか。

では、事務局から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

○教育計画推進担当課長 次回の開催についてご案内をさせていただきます。第9回につきましては、9月2日、月曜日、時間が午後2時より、会場が、場所が変わりまして、葛飾区役所の7階701、702会議室でございます。お忙しい時期とは存じますが、出席方、よろしくお願いいたします。

また、今回は、本日の委員の皆様からのご意見、また、今いただきましたさまざまな宿題をもとに、素案の修正をしたものをご提示させていただきまして、最終確認をいただく予定でございます。また、その素案を9月の中旬ごろから、パブリックコメントという形で出させていただきます。その結果を11月12日に開催される第10回の検討委員会にご提示いたします。そのような形で進めさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○委員長 本日は、さまざまなご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございます。